

長崎市立山里中学校『いじめ防止基本方針』ダイジェスト版

- 人間尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

『平和は山里から、日常の平和から』

☆「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある他の者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」で「起こった場所は学校の内外を問わない。」

※「いじめられた児童生徒の立場に立って」、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する。

※「一定の人間関係にある者」とは、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団等当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

※「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などだけでなく、心理的な圧迫で相手に苦痛を与えるものも含む。

※「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、ものを隠されたりすることも含む。

【いじめ防止に向けての基本姿勢】

- いじめは、「どの生徒にも起こりうる。どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。」という認識のもと、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性（被害生徒が苦痛を感じているか）に着目し、いじめに該当するか否かを判断し、対応する。
- いじめの未然防止に向け、生徒が友人や教職員との信頼関係を築き、安心安全に学校生活を送ることができるような学校づくり、集団づくり、授業づくりを推進する。特に携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを使ったインターネット上のいじめについては外部から見えにくく、匿名性が高いため、生徒が安易に行動に至りやすく、一度拡散してしまうと消去することが困難で、被害者のみならず家庭や学校、地域社会に多大な影響を及ぼすことになる。家庭における携帯電話等の使い方指導や学校における情報モラル教育の充実を図っていく。
- いじめの早期発見、早期対応、解決に向け、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域、教育委員会や各関係機関との連携を推進し、一人で問題を抱え込むことがないように学校全体で組織として一貫した対応をする。
- いじめ解消の判断においては、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月程度継続していることを目安とする。その際には、被害生徒自身が心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認する。
- いじめが解消している状態に至った場合においても、いじめの再発の可能性があることを踏まえ、当該いじめの被害生徒や加害生徒について、教職員は日常的に注意深く観察する。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証評価するとともに、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

長崎市立山里中学校「いじめ防止基本方針」

長崎市立山里中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

「めざす生徒像」－いじめに関して－

- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生けるものすべての生命を崇高なるものとして大切にする生徒
- 規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である。」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。

「PTA等との連携」

- ・ P T A 総会
- ・ 評議員会 ・ 理事会
- ・ 校外補導部会
- ・ 学年、学級 P T A
- ・ 部活動振興会
- ・ 学校評議員
- ・ 育成協 など

「いじめ対策委員会」

- ・ 校長・副校長・教頭・主幹教諭
- ・ 生徒指導主事・学年主任
- ・ 養護教諭・ S C
- ・ 学校相談員 など
- ※ 必要に応じて関係教職員や専門家を追加する

「関係機関との連携」

- ・ 教育委員会・警察
- ・ 子育て支援課
- ・ 児童相談所・法務局
- ・ 医療機関・民生委員
- ・ スクールサポーター
- ・ 少年センター
- ・ 少年補導委員 など

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめの認知、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進するものとする。また、教職員がいじめを抱え込むことなく、組織として一貫した対応をする。このことをあらかじめ示しておくことで、生徒や保護者に安心感を与え、いじめの加害行為の抑止にもつなげる。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- いじめ解消の判断においては、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月程度継続していることを目安とし、再発の可能性についても注意を払う。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあつては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

重大事態発生時の取組

児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。

- (1) 全てのいじめ事案は、教育委員会に報告する。
- (2) 特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。
- (4) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う。

いじめチェックリスト

(いじめられている子供が発するサイン)

①からだや体調

- ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ☐ 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ☐ 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- ☐ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ☐ 元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
- ☐ 教師と視線を合わせようとしない。(教師の目を避けている)
- ☐ 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

③友達との関係

- ☐ 周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。
- ☐ 人のいいなりになっているように見える。(使い走りではないか)
- ☐ 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- ☐ 交友関係が急に変わった。
- ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。

- ☐ 特定の子供の席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。

④生活面

- ☐ 納入金などを急に滞納しはじめた。
- ☐ 机やかばんの中などが荒らされている。
- ☐ 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ☐ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。

(いじている子供が家庭で出すサイン)

- ☐ 買ってやった覚えのない品物を多く持っている。
- ☐ お金の使い方が荒くなる。
- ☐ 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- ☐ 友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- ☐ 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話したりする。
- ☐ 洗わなければいけない体操服を持ってこない。(他人のものを借りて使っている。)

年間計画

月	指 導 内 容	月	指 導 内 容
4	・いじめ防止基本方針の共通理解 ・生徒、保護者等への周知 ・生徒の情報交換 ・小中連携によるいじめ防止の取組 ・生活アンケート調査	10	・生活アンケート調査 ・小中連携によるいじめ防止の取組への評価と改善
5	・生活アンケート調査 ・連休明けの生徒観察および情報交換 ・民生委員との情報交換	11	・生活アンケート調査 ・三者面談、教育相談 ・生徒会役員改選と組織づくり
6	・生活アンケート調査 ・教育週間（道徳公開授業）	12	・生活アンケート調査 ・人権集会 ・民生委員との情報交換 ・職員研修会（情報交換、ケース会議）
7	・生活アンケート調査 ・生徒総会 ・家庭訪問、教育相談、三者面談 ・民生委員・学校評議員との情報交換	1	・生活アンケート調査 ・休業中の生徒の情報交換と共通理解
8	・生活アンケート調査（登校日） ・平和祈念集会 ・職員研修会（情報交換、ケース会議他）	2	・生活アンケート調査 ・新入生説明会（中学校の取組紹介） ・民生委員との情報交換
9	・生活アンケート調査 ・休業中の生徒の情報交換と共通理解 ・民生委員との情報交換	3	・生活アンケート調査 ・次年度申し送り資料作成 ・新入生引継ぎの情報収集 ・年間の取組の検証・評価

※ いじめに関する主な相談窓口

相 談 窓 口	電 話 番 号	相 談 時 間
山里中学校「いじめ相談窓口」	095-845-1174	8:15～16:45（月～金）
親子ホットライン	0120-72-5311	9:00～20:50（月～金）
こころの電話	095-847-7867	9:00～16:30（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00（毎 日）
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00～17:45（月～金）
こども人権110番	0120-007-110	8:30～17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎 日）
いじめ相談ホットライン	0570-078-310	24時間（月～金）
長崎こども・女性・障害者 支援センター	095-844-5132	9:00～17:45（月～金）
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	9:00～16:00（月～金） Eメール soudan@nagasaki-city.ed.jp
長崎市子育て支援課 （子ども総合相談）	095-822-8573 095-825-5624	8:45～17:30（月～金） 「e-kao」ホームページの相談フォームからも